

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：老健局介護保険課

政策体系上の位置付け	
施策名	<p>介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること</p> <p style="text-align: center;">(IX-3-2)</p> <p>基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること</p>
施策の概要	<p>高齢者、特に認知症や一人暮らしの高齢者が急増していく中で、高齢者が介護を必要とする状態となっても、尊厳を持って、その有する能力に応じて自立した生活を住み慣れた地域において継続できるよう、介護給付の適正化、要介護認定の適正化等を通じて介護保険制度の適切な運営を図りつつ、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図る。</p>
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 介護保険制度については、平成12年4月の施行から約8年が経過し、要介護認定者数、サービス事業者数が増加するなど、国民の間に広く普及してきたところであるが、その一方で、我が国全体の介護費用が3.6兆円(平成12年度実績)から7.4兆円(平成20年度予算)に増加している。このため、制度の持続可能性を維持する観点から、真に必要なサービスに対して給付が行われるよう、給付の効率化・重点化を行ってきたところである。</p> <p>他方、今後、高齢化が急速に進み、介護を要する状態である要介護者、社会的支援を要する状態である要支援者も現在以上に増加することが見込まれていることから、これらの要介護者等に対して良質な介護サービスを提供していくための基盤整備を進めていくことも重要である。</p> <p>また、今後増加が見込まれている認知症高齢者対策についても、重点的に対応していく必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護給付等費用適正化事業を実施する保険者数の割合については、平成19年度には99%の保険者が実施しており、介護給付の適正化の効果を上げるために有効であったと考えられる。 ・ 要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率は、平成18年度と比較すると平成19年度は1.4p地域格差が拡大しているが、この理由としては、認定適正化専門員の技術的助言の効果を波及するための研修会開催による波及が必ずしも十分ではなかったことが考えられる。平成20年度においては研修会の開催を増加する等、効果を高めるための対応を検討している。 ・ 介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者数の割合については、平成18年度の5.9%に比べ平成19年度は7.0%と増加傾向にあることから、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の更なる活用を図る必要はあるものの、必要な介護サービス量の確保の効果を上げるために有効であったと考えられる。 ・ 施設管理者研修、ユニットリーダー研修及び介護支援専門員研修の修了者は年々伸びており、介護サービスの質の向上の効果を上げるために有効であったと考えられる。 ・ 認知症対策等総合支援事業における各種事業の実施都道府県・指定都市数については、すべての都道府県及び指定都市において事業が行われており、認知症高齢者支援対策推進の効果を上げるために有効であったと考えられる。 <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ユニットケア指導者養成研修については、ユニットリーダー研修の実施に必要な講師やコーディネーターを養成するために平成18年度から開始したものであるが、研修修了者の着実な増加により、研修体制を強化することができ、介護サービスの質の確保を効率的に図ることができたと考えられる。 ・ 介護サービス情報公表制度については、利用者がインターネットを通じて介護サービス事業者の情報を入手し、介護サービス事業者を選択できるように平成18年度から導入されたものであるが、介護サービス情報の公表事業所数は増加しており、介護サービスの質の向上等に向けた事業者の取組が進み、介護サービスの質の確保を効率的に図ることができたと考えられる。 <p>(総合的な評価)</p> <p>介護給付の適正化、要介護認定の適正化、必要な介護サービス量の確保、介護サービスの質の確保及び認知症高齢者支援対策の推進により、介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ることができた。</p>

(評価結果の分類)

i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）
 ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）
 (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
 iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）
 (理由)
 ・ 有効性及び効率性が認められるため。
 ・ なお、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」については、平成20年度において、各種会議における積極的な説明等により、当該事業について関係者への十分な周知に努めるとともに、未実施の都道府県及び市区町村に対しヒアリングを実施し、未実施理由等の実態把握・分析を行い、本交付金の更なる活用を図る。また、介護療養病床の転換については、平成23年度末が期限であることから、今後、介護療養病床の転換に係る本交付金の申請の増加が見込まれるため、引き続き十分な支援を行うものである。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H15	H16	H17	H18	H19
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)。ただし、指標2については、【 】内は、目標達成状況(達成水準-実績値)。						
1	各種給付適正化事業を実施する保険者数の割合(単位:%) (前年度以上/毎年度)	-	76 【 %】	79 【103.9%】	99 【125.3%】	99 【100%】
2	要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率(単位:ポイント) (前年度に比べ、地域格差を縮小/毎年度)	-	-	-	18.9 【-p】	20.3 【-1.4p】
3	介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者数の割合(単位:%) (前年度以上/毎年度)	-	-	-	5.9 【-%】	7.0 【118.6%】
4	施設管理者研修修了者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	208 【-%】	269 【129.3%】	294 【109.3%】	298 【101.4%】	463 【155.4%】
5	ユニットリーダー研修修了者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	189 【-%】	477 【252.4%】	639 【134.0%】	1,796 【281.1%】	2,908 【161.9%】
6	ユニットケア指導者養成研修修了者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	-	-	-	28 【-%】	30 【107.1%】
7	介護支援専門員実務研修修了者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	34,634 【117.4%】	37,781 【109.1%】	34,813 【92.1%】	28,391 【81.6%】	31,758 【111.9%】
8	介護支援専門員現任研修修了者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	313,684 【130.5%】	396,933 【126.5%】	489,609 【123.3%】	568,337 【116.1%】	集計中 【-%】
9	介護サービス情報の公表事業所数(単位:事業所数) (前年度以上/毎年度)	-	-	-	93,530 【-%】	112,171 【119.9%】
10	認知症対策等総合支援事業における各種事業の実施都道府県・指定都市数(単位:都道府県・指定都市) (前年度以上/毎年度)	-	-	-	62 【-%】	64 【103.2%】

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)